

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 社会福祉課
委託業務番号	令和4年度 長社福第86号
委託業務名称	長浜市生活困窮者等就労支援・就労準備支援業務及び長浜市生活困窮者一時生活支援業務
委託業務場所	長浜市
業務の概要	生活困窮者就労支援業務 生活困窮者就労準備支援業務 生活保護受給者就労支援業務 生活保護受給者就労準備支援業務 生活困窮者一時生活支援業務
履行期間	令和4年7月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年7月1日
契約額(税込)	13,285,470円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市列見町292番地 [商号又は名称] 株式会社 クローバー
契約相手方の選定理由	本事業は、生活困窮者や生活保護受給者を対象として、就労支援及び就労準備支援を一体的に実施するものである。対象者は、生活困窮者であったり、生活保護受給者であったり状況が変化することに加え、就労支援が必要であったり、就労準備支援が必要であったりそのステージも変化するので、段階的な支援を一貫して実施する必要がある。契約相手方の選定にあたっては、本事業で求められる資源やノウハウ、経験が必要となること、また一時生活支援業務は上記の就労支援及び就労準備と一体的に実施する必要があることから競争入札に適さないため、公募型プロポーザルにより提案を募集し、審査の結果当該法人を委託事業者を選定するものである。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>